

特別支援教育コーディネーター専任化の
推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

宛て

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、発達障害などにより学習上の困難を抱える児童生徒が増加し、一人ひとりの教育ニーズが複雑化する中、学級担任や保護者のサポート、関係機関との連絡・調整等を行う、特別支援教育コーディネーターの職責は重要性を増している。

しかしながら、現場では、特別支援学級の担任がコーディネーターを兼務せざるを得ない場合が多く、授業等の通常業務に加え、校内外の連携の中心として高い専門性も求められるなど、過重な負担により支援体制の質の低下を招くおそれがある。

支援を必要とする子供が自立し、将来に渡り持てる力を最大限発揮できるようにするためには、各関係者が協働して、個々の特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められており、その中核を担うコーディネーターの負担軽減に向けた環境改善が急務である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に最適な学びの場を提供するため、財政的・人的支援の充実等により、特別支援教育コーディネーターの専任化を推進するよう強く要請する。